

JBA トレーサビリティ監査基準

(JBA Traceability Audit Standards)

2018年12月1日 制定

2020年8月1日 改訂1版

発行：一般社団法人日本寝具寝装品協会（JBA）

著作権について

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部をJBAの許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局（TEL：03-6661-0213）

JBA トレーサビリティ監査基準

目 次	ページ
1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用範囲	1
3.1 対象となる業者	1
3.2 対象となる羽毛	1
4. 監査手続き	1
4.1 監査	1
5. 監査手順	5
5.1 誓約に対する基準	5
5.2 トレーサビリティに対する基準	5
5.3 原料表示に対する基準	10
5.4 製品表示に対する基準	11
6. 監査結果に対する判定	11
7. J-TAS ラベルの企業認可及び公表	11
8. 不服及び苦情の申立て	11
9. 施行期日	12

JBA トレーサビリティ監査基準 (JBA Traceability Audit Standards)

1. 目的

JBA トレーサビリティ監査基準（以下、「本監査基準」という）は、JBA トレーサビリティ監査システム：JBA Traceability Audit System（以下、「J-TAS」という）の信頼性を確保するために、第三者監査機関（以下、「監査機関」という）が書類整備対象者に対し、トレーサビリティ監査（以下、「監査」という）を適切に実施するための必要な事項を定めることを目的として制定する。

2. 用語の定義

本監査基準で用いる主な用語及び定義は、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の4.用語の定義による。

3.適用範囲

3.1 対象となる業者

本監査基準は、J-TAS ラベルの企業認可を受けようとする次の書類整備対象者について適用する。

- a) 原料商（原産国）
- b) 精製処理業者（加工国）
- c) 輸入者（日本）
- d) 羽毛生産管理者（日本）
- e) 羽毛製品生産管理者（日本）
- f) 表示者（日本）

3.2 対象となる羽毛

本監査基準は、次の a)及び c)にトレースする羽毛（再生羽毛（中古羽毛）並びにグース及びダックを表示しない羽毛は対象外とする）であり、国内で羽毛を充填する羽毛寝具製品に対して適用する。加えて、次の b)の羽毛原料情報を対象とすることができる。

- a) 産地名
- b) 飼育・採取方法（マザー、ハーベスト等）
- c) 鳥種名又は品種名

4.監査手続き

4.1 監査

監査機関は、監査を申請する書類整備対象者（以下、「申請者」という）に対して、次の

現地監査を実施する。

- a) トレーサビリティ初回監査
- b) トレーサビリティ更新監査（初回認可後1年に実施し、その後は1回/2年の頻度で実施）
- c) トレーサビリティ臨時監査（必要に応じて実施）

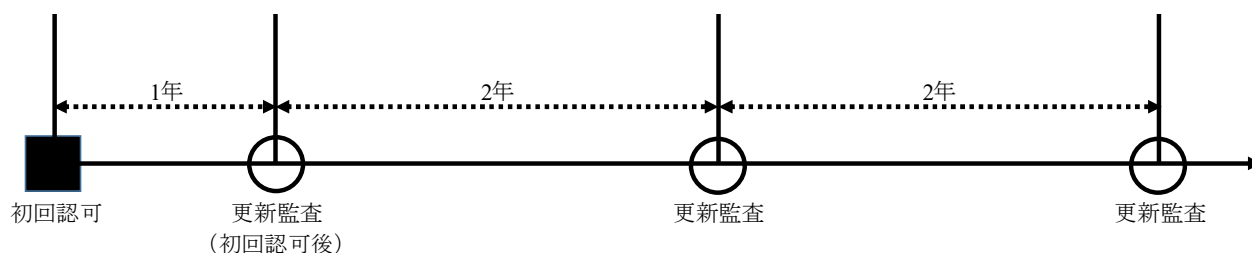


図1 トレーサビリティ更新監査の頻度

ただし、3.1d) 羽毛生産管理者にあつては、トレーサビリティ更新監査の頻度を1回/1年とすることにより、出荷する羽毛に関するTCシステム入力を省略することができる。また、原料商（原産国）及び精製処理業者（加工国）にあつては、更新監査の際に現地監査と遠隔監査（スカイプなど）を交互に行える。つまり、「初回監査(現地監査) → 更新監査(現地監査) → 更新監査(遠隔監査) → 更新監査(現地監査)」のように実施できる。

4.1.1 監査の申請

監査機関は、申請者から次の申請書及び添付書類の提出により監査の申請を受け付ける。監査費用は申請者が負担する。

- a) 申請書
- b) 添付書類
 - 1) 会社概要・沿革
 - 2) 組織図及び人員配置（責任者を含む）
 - 3) 社内の文書一覧表及び記録一覧表
 - 4) 社内の文書管理及び記録管理の概略
 - 5) トレーサビリティの構成に係る概略
 - 6) 工程の概要図（工程図、その他関連資料）
 - 7) 直近6ヶ月の羽毛原料及び/又は羽毛寝具製品の販売量
 - 8) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」に定める17.経過措置を適用する在庫羽毛の量
 - 9) 羽毛及び/又は羽毛寝具製品の仕入先リスト
 - 10) 羽毛及び/又は羽毛寝具製品の表示見本

11) JBA トレーサビリティ行動規範（最新版）を遵守する旨の誓約書のコピー

4.1.2 申請者の監査番号

監査機関は、監査の申請毎に監査番号を付与する。

4.1.3 監査の対象となる事業所

監査機関は、申請者の事業所を現地監査の対象とする。また、複数事業所がある場合は、3.1 に定める業者に該当する全ての事業所を対象に含める。ただし、J-TAS ラベル認可企業（以下、「ラベル認可企業」という）は、対象に含めない。

4.1.4 監査項目

監査機関は、表 1 の書類整備対象者に対する監査項目を 5. に定める監査手順に基づき監査する。

表 1 書類整備対象者の要求事項一覧表

		書類整備対象者に対する要求事項			
		5.1 誓約	5.2 トレーサビリティ	5.3 原料表示	5.4 製品表示
書類 整備 対象 者	原料商 (原産国)	●	●	●	
	精製処理業者 (加工国)	●	●	●	
	輸入者 (日 本)	●	●	●	
	羽毛生産管理者 (日 本)	●	●	●	
	羽毛製品生産管理者 (日 本)	●	●		
	表示者 (日 本)	●	●		●

4.1.5 監査の評価

監査機関は、4.1.4 に定める監査項目について、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11. に定める書類整備対象者に対する要求事項への適合性を確認し、表 2 のとおり合格又は不合格の評価を行う。なお、不合格があった場合は、申請者に対して、3 ヶ月以内の是正処置報告を要請し、是正後の申請者に対して現地監査を行う。ただし、軽微な不

格の場合、現地監査ではなく、是正内容を書面で確認し、合格と評価してもよい。

表 2 監査の評価区分

監査項目	要求事項	評価区分
5.1 誓約	a) 誓約 (5.1)	合格又は不合格
5.2 トレーサビリティ	b) 羽毛寝具製品に表示する事項に対する記録 (5.2.1)	合格又は不合格
	c) トレーサビリティの構成 (5.2.2)	合格又は不合格
	d) 羽毛重量の管理 (5.2.3)	合格又は不合格
	e) 羽毛原料及び羽毛寝具製品在庫の管理 (5.2.4)	合格又は不合格
	f) 羽毛原料供給者の選定 (5.2.5)	合格又は不合格
	g) 記録管理 (5.2.6)	合格又は不合格
	h) 文書管理 (5.2.7)	合格又は不合格
5.3 原料表示	j) 原料表示 (5.3)	合格又は不合格
5.4 製品表示	k) 製品表示 (5.4)	合格又は不合格

4.1.6 監査報告書

監査機関は、4.1.5 に定める監査の評価をとりまとめ、監査報告書を申請者に2部発行する。申請者は、その内の1部をJ-TAS協議会に提出する。

監査報告書には、少なくとも次の事項を含める。

- a) 申請者の情報（会社名及び住所、J-TAS 会員番号、監査番号、対象となる業者）
- b) 監査の場所、日時、監査報告書の有効期限
- c) 監査項目（要求事項）及び評価
- d) その他特記事項

4.1.7 臨時監査

監査機関は、J-TAS 協議会が次の事項に該当すると判断した場合、書類整備対象者に対して、トレーサビリティ臨時監査を実施する。

- a) 書類整備対象者が「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 10.1b)の管理体制を変更することにより、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項を満たさなくなるとき。
- b) J-TAS 文書の改訂により、書類整備対象者が、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項を満たさなくなるとき。
- c) 書類整備対象者が「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項を満たしていない旨の申立てを受けたときであって、その蓋然性が高いとき。
- d) 試買テストの結果、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項を満たしていないとき。

e) その他、J-TAS 協議会がトレーサビリティ臨時監査の実施が必要と判断したとき。

5. 監査手順

監査機関は、4.1.5 に定める監査の評価を行うにあたり、次の 5.1～5.4 に定める基準に基づき、監査を実施する。羽毛の混入を把握するため、羽毛重量の管理においては、J-TAS 対象外の羽毛に対しても監査を実施する。

5.1 誓約に対する基準

- a) 「JBA トレーサビリティ行動規範」を遵守する旨の誓約書がある。
- b) 保管している次の J-TAS 文書は、最新版である。
 - 1) JBA トレーサビリティ監査システム運用規程
 - 2) JBA トレーサビリティ行動規範
 - 3) JBA トレーサビリティ監査基準
 - 4) J-TAS 入会規程
 - 5) その他、協議会が定める指示文書
- c) 前二項の J-TAS 文書の管理に関して、社内規定に定めている。

5.2 トレーサビリティに対する基準

5.2.1 羽毛寝具製品に表示する事項に対する記録保管

羽毛寝具製品に表示する事項及び付する事項に対して、表 3 の記録がある。

表 3 表示事項に関連する記録

表示事項		記録 ^{a)}
表示する事項	a) 産地名	・産地名が記載された書類（原産地証明書、地方名を用いる場合、地方名の記載された記録を含む）及び生産記録
	b) 飼育・採取方法	・飼育／採取方法が記載された証明書 ^{b)} （マザー農場仕入書、公的な機関の発行する証明書、動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ ）
	c) 鳥種名又は品種名 グース ----- その他（アイダーなど）	・日羽協鳥種鑑別試験の記録 ・鳥種名又は品種名が記載された証明書（動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ ）
備考 a)：書類整備対象者が責任を持って、信頼される記録を集めること。 b)：マザーの証明は、マザー略号の表記を認めないこと。		

5.2.2 トレーサビリティの構成

書類整備対象者は、羽毛移動記録、輸出入記録及び生産記録に関係して、5.2.1 に定める記録にトレースできるトレーサビリティを社内規格に定め、実施している。書類整備対象者毎の確認項目は、5.2.2.1～5.2.2.6 のとおりである。なお、書類整備対象者の責任によりトレーサビリティ体系を確保する。

5.2.2.1 原料商

- a) 5.2.1 の記録を保管している。
- b) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類整備対象者が必要とする記録を明確にしている。
- c) 羽毛のベールに識別表示があり、羽毛を識別している。
- d) 本監査基準を適用する羽毛、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する在庫羽毛、再生羽毛（中古羽毛）及びその他羽毛を識別している。
- e) 本監査基準を適用するすべての羽毛原料の取引情報を TC システムに入力し、承認を受けている。
- f) TC 証明書がある羽毛を仕入れ、購入から出荷までの TC 証明書にある承認番号間のトレースできる記録がある。
- g) 次工程の書類整備対象者に対して必要な記録（TC 証明書等）及びその受渡し方法を明確にしている。
- h) 羽毛の精製処理等の工程がある場合、各工程中の羽毛を識別しているとともに、異なる原料（3.2 の産地名等）の羽毛に切り替える際は、生産ラインの清掃を行っている。
- j) 羽毛を移動する場合、輸送中の羽毛を識別している。

5.2.2.2 精製処理業者

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類整備対象者が必要とする記録を明確にしている。
- b) 羽毛のベールに識別表示があり、羽毛を識別している。
- c) 本監査基準を適用する羽毛、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する在庫羽毛、再生羽毛（中古羽毛）及びその他羽毛を識別している。
- d) 精製処理等の各工程中の羽毛を識別しているとともに、異なる原料（3.2 の産地名等）の羽毛に切り替える際は、生産ラインの清掃を行っている。
- e) 本監査基準を適用するすべての羽毛原料の取引情報を TC システムに入力し、承認を受けている。
- f) J-TAS に該当する羽毛を仕入れ、羽毛の購入から出荷までの TC 証明書にある承認番号間のトレースできる記録がある。

- g) 次工程の書類整備対象者に対して必要な記録（TC 証明書等）及びその受渡し方法を明確にしている。

5.2.2.3 輸入者

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類整備対象者が必要とする記録を明確にしている。
- b) 羽毛のベールに識別表示があり、羽毛を識別している。
- c) 本監査基準を適用する羽毛、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する在庫羽毛、再生羽毛（中古羽毛）及びその他羽毛を識別している。
- d) 本監査基準を適用するすべての羽毛原料の取引情報を TC システムに入力している。
- e) J-TAS に該当する羽毛を仕入れ、羽毛の購入（TC 証明書にある承認番号）から出荷する羽毛記録（ロット番号等）に至るトレースできる記録がある。
- f) 次工程の書類整備対象者に対して必要な記録（TC 証明書等）及びその受渡し方法を明確にしている。

5.2.2.4 羽毛生産管理者

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類整備対象者が必要とする記録を明確にしている。
- b) 羽毛のベールに識別表示があり、羽毛を識別している。
- c) 本監査基準を適用する羽毛、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する在庫羽毛、再生羽毛（中古羽毛）及びその他羽毛を識別している。
- d) 本監査基準を適用するすべての羽毛原料の取引情報を TC システムに入力している。なお、監査の頻度を 1 回／年とする場合は、TC システムの入力を省略できる。
- e) J-TAS に該当する羽毛を仕入れ、羽毛の購入（TC 証明書にある承認番号）から出荷する羽毛（加工ロット、製造番号等）にトレースできる記録を提出できるようにする。
- f) 前項の出荷する羽毛は、輸入者から受取る TC 証明書と関連付けている。
- g) 次工程の書類整備対象者に対して必要な情報（輸入者が受取る羽毛原料の TC 証明書及び J-TAS に該当する羽毛の識別表示等）及びその受渡し方法を明確にしている。
- h) 羽毛の精製処理等を外注する場合、外注工場が作成した加工ロット毎の加工記録がある。なお、加工記録は、管理され、速やかな提出が可能な状態であれば、外注工場で保管することができる。
- i) 外注工場の選定基準、外注内容、外注手続き、生産記録を明確にしている。
- j) 外注工場に J-TAS に関する教育訓練を行い、記録がある。

5.2.2.5 羽毛製品生産管理者

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類

整備対象者が必要とする記録を明確にしている。

- b) 羽毛のベールに識別表示があり、羽毛を識別している。
- c) 本監査基準を適用する羽毛、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する在庫羽毛、再生羽毛（中古羽毛）及びその他羽毛を識別している。
- d) J-TAS に該当する羽毛を仕入れ、羽毛の購入（加工ロット、製造番号等）から羽毛寝具製品に付す J-TAS ラベルのシリアル番号にトレースできる記録を提出できるようにする。
- e) 前項の出荷する羽毛寝具製品に充填された羽毛は、輸入者が受取る羽毛原料の TC 証明書と関連付けている。
- f) 次工程の書類整備対象者に対して必要な情報（輸入者が受取る羽毛原料の TC 証明書及び J-TAS ラベルのシリアル番号等）及びその受渡し方法を明確にしている。
- g) 羽毛の充填を外注する場合、外注工場が作成した充填記録がある。なお、充填記録は、管理され、速やかな提出が可能であれば、外注工場で保管することができる。
- h) 外注工場の選定基準、外注内容、外注手続き、生産記録を明確にしている。
- i) 外注工場に J-TAS に関する教育訓練を行い、記録がある。

5.2.2.6 表示者

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録に加えて、書類整備対象者が必要とする記録を明確にしている。
- b) ロット毎に羽毛寝具製品を識別している。
- c) 本監査基準を適用する羽毛寝具製品とその他羽毛寝具製品を識別している。
- d) 輸入者が受取る羽毛原料の TC 証明書と羽毛寝具製品に付された J-TAS ラベルを関連付けている。なお、表示者は、羽毛寝具製品を仕入れる羽毛製品生産管理者がラベル認可企業であるため、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の付図 4 に定める記録の輸出入記録を全て保管する必要はない。ただし、輸入者が受取る羽毛原料の TC 証明書を保管している。

5.2.3 羽毛重量の管理

書類整備対象者は、羽毛の受入から払出までの重量の管理を社内規格に定め、実施している。書類整備対象者毎の確認項目は、5.2.3.1～5.2.3.6 のとおりである。羽毛の混入・消失を防ぐため、J-TAS 対象外の羽毛に関しても羽毛重量の管理を行う。

なお、処理工程における羽毛の出荷又は使用の限界量を管理している。

5.2.3.1 原料商

- a) 受入れ時の羽毛重量の記録がある。
- b) 出荷する羽毛の重量を測定した記録がある。
- c) 重量は、測定値又は公定水分率に換算した重量のどちらかの方法で統一している。

- d) 羽毛の混入・消失を管理するため、受入れ時の羽毛重量及び出荷時の羽毛重量の差を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。
- e) 羽毛の精製処理等の工程がある場合、各工程前後の羽毛重量を測定した記録がある。
- f) 羽毛の精製処理等の工程がある場合、羽毛の混入・消失を管理するため、各工程前後の羽毛重量の差を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。

5.2.3.2 精製処理業者

- a) 受入れ時の羽毛重量の記録がある。
- b) 羽毛の精製処理等において、各工程前後の羽毛重量を測定した記録がある。
- c) 出荷する羽毛の重量を測定した記録がある。
- d) 重量は、測定値又は公定水分率に換算した重量のどちらかの方法で統一している。
- e) 羽毛の混入・消失を管理するため、受入れ時の羽毛重量及び出荷時の羽毛重量の差（精製処理等の工程前後の羽毛重量の差）を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。

5.2.3.3 輸入者

- a) 羽毛の混入・消失を管理するため、輸入許可通知書の羽毛重量及び出荷時の羽毛重量の差を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。
- b) ベールを補修した場合、ベール及び補修理由を記録している。

5.2.3.4 羽毛生産管理者

- a) 受入れ時の羽毛重量の記録がある。
- b) 羽毛の精製処理等において、各工程後の羽毛重量を測定した記録がある。
- c) 出荷する羽毛の重量を測定した記録がある。
- d) 重量は、測定値又は公定水分率に換算した重量のどちらかの方法で統一している。
- e) 羽毛の混入・消失を管理するため、受入れ時の羽毛重量及び出荷時の羽毛重量の差（精製処理等の工程前後の羽毛重量の差）を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。
- f) 羽毛の精製処理を外注する場合、その外注後の羽毛重量を測定した記録がある。

5.2.3.5 羽毛製品生産管理者

- a) 受入れ時の羽毛重量の記録がある。
- b) 羽毛の充填において、羽毛寝具製品の羽毛重量を測定した記録がある。
- c) 重量は、測定値又は公定水分率に換算した重量のどちらかの方法で統一している。

- d) 羽毛の混入・消失を管理するため、受入れ時の羽毛重量及び出荷時の製品羽毛の羽毛重量の差を適切なロット毎に算出した記録がある。また、差があった場合は、増減の原因を特定している。
- e) 羽毛の充填を外注する場合、その外注後の羽毛重量を測定した記録がある。

5.2.3.6 表示者

表示者は、羽毛寝具製品のみを扱うことから、羽毛の混入・消失がないため、羽毛の重量管理は不要とする。

5.2.4 羽毛原料及び羽毛寝具製品在庫の管理

書類整備対象者は、羽毛原料及び／又は羽毛寝具製品を在庫一覧表などによる在庫の管理を社内規格に定め、実施している。また、売買契約年月日、産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名、組成混合率の羽毛原料情報に加えて、ペール数、羽毛重量、製品数等の記録がある。ただし、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 17.経過措置を適用する羽毛原料の管理は、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項」に基づき実施している。

5.2.5 供給者の選定

書類整備対象者は、ラベル認可企業である供給者を選定することを社内規格に定め、実施している。

5.2.6 記録管理

J-TAS に関連する記録の識別、保管方法、保護、検索、保管期間（全ての記録は 10 年保管）及び廃棄に関する記録の管理方法を定めている。

5.2.7 文書管理

J-TAS に関連する内部文書の制定／改訂方法及び最新版の管理方法、必要な場合外部文書（JIS 等）の管理方法を定めている。

5.3 原料表示に対する基準

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.3a)に定める表示方法に基づき、羽毛原料表示が行われ、羽毛原料、下げ札及びリーフレットの表示内容が適切である。
- b) 該当する場合、ロゴマークは、保管方法及び羽毛原料への誤表示防止等に関する手順を社内規格に定め、実施している。

5.4 製品表示に対する基準

- a) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.4a)に定める表示方法に基づき、品質表示及び羽毛原料表示が行われ、羽毛寝具製品、下げ札及びリーフレットの表示内容が適切である。
- b) 次の法令等を遵守することを 5.1 の誓約に示している。
 - 1) 家庭用品品質表示法
 - 2) 不当景品類及び不当表示防止法
 - 3) 該当する場合、JAB のふとん品質表示規程
 - 4) 該当する場合、日羽協の定める品質基準
 - 5) 該当する場合、その他法令及び業界基準
- c) J-TAS ラベルは、羽毛寝具製品に適切に縫い付けている。また、J-TAS ラベルの受入・払出・保管及び羽毛寝具製品への誤表示防止に関する手順を社内規格に定め、実施している。

6. 監査結果に対する判定

J-TAS 協議会は、申請者が提出する 4.1.6 の監査報告書から監査結果を最終的に審議し、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める書類整備対象者に対する要求事項への適合性の判定を行う。なお、審議の際は、必要に応じて監査機関に意見を求めることができる。

J-TAS 協議会は、適合又は不適合の判定を申請者に通知する。

7. J-TAS ラベルの企業認可及び公表

6.に定める判定が適合の場合、J-TAS 協議会は、申請者を J-TAS ラベルの企業に認可し、申請者にラベル認可企業の認可証を発行する。なお、J-TAS 協議会は、J-TAS ラベルの企業に認可された申請者を JBA が運営する WEB サイトに、ラベル認可企業として公開する。

8. 不服及び苦情の申立て

申請者は、監査報告書及び監査結果の判定に対して、表 5 の窓口に不服及び苦情の申し立てを行うことができる。

表 5 不服及び苦情の申立て窓口

対象事項	窓口
監査報告書	監査機関事務局
監査結果の判定	J-TAS 協議会

9. 施行期日

本基準(制定版)は、2018年12月1日から施行する。

本基準(改訂1版)は、2020年8月1日から施行する。